

大成教禊教『禊教会雑誌』 解題・目次補遺

木村 悠之介・萩原 稔

はじめに

本稿は、本誌前号に寄稿した木村悠之介・萩原稔「大成教禊教『禊教新誌』^{けい}『禊教会雑誌』『みそゝき』 解題・目次」(以下「前回」)の補遺である¹。『禊教会雑誌』について、前号の時点では第1、2、5号の目次を作成し、第3、4、6～11号は未発見と記したが、その後の調査によって第7、8、10、11号の4冊を確認できたため、今回、追加の目次を作成するとともに、新たに判明した事実や直近の研究動向について補足を行う。解題に際しては、第1節「大成教禊教の状況」を萩原が、第2節「同時代的な位置づけ」を木村が最初に執筆したうえで、相互の討議により各部分の記述を補った。

今回確認した『禊教会雑誌』は、群馬県の伊勢崎市教育委員会が管理する田島弥平旧宅(国指定史跡・世界遺産)の所蔵資料に含まれているものだ²。誌上では、文苑欄に「上毛 田島霞山」こと田島定邦(弥平の弟)が漢詩を寄せており(第7号)、その関係で蔵書に加わったのだろう。他には、教義に関する問答の回答者・出題者として「田島丈吉」の名が見えるものの(同)、弥平らとの関係は不明である。

そもそも田島弥平(1822～1898)は、伊勢崎市境島村地区の有力な蚕種製造農家として養蚕の近代化に尽力した人物で、同地にほど近い埼玉県深谷市血洗島出身の渋沢栄一とも交流があった。この地区の島村蚕種については、弘化2(1845)年、井上正鐵が三宅島に移入した白繭種との関連を推測できる³(在島時の正鐵に関しては本誌トピック7も参照)。逆に、田島弥平旧宅の主屋前に何本か植栽されている^{ソテツ}蘇鉄は、正鐵門中においては“正鐵が蘇る”意で尊重される植物だった⁴。弥平の著書『養蚕新論』の挿絵からは弥平の時代に植えはじめたものにも思われるが⁵、大成教禊教との関係で持ち込まれた可能性を考える。

『禊教会雑誌』や『みそゝき』にたびたび登場する伊勢崎の信徒としては矢島庄五郎(前回第3節第2項参照)がおり、1890(明治23)年には伊勢崎で齋藤鷲郎・須川安太郎・村田岩太郎らとともに「禊教青年講究会」を設立し、演説と幻灯上映を行っていた(第11号)。同時期の深谷駅では、築瀬弥三郎ら熱心な信徒による「親友会」が神道大演説を催し、本莊宗武と加藤直鐵を招いたと報じられている(第10号。加藤は病欠)。伊勢崎・深谷近辺における大成教禊教の盛り上がりを感じることができよう。

1. 大成教禊教の状況

(1) 井上正鐵生誕100年と平山省齋葬儀

今回確認できた『禊教会雑誌』第7、8、10、11号から分かる大成教禊教の状況を、1890(明治23)年を中心に押さえておきたい。

1890年は、井上正鐵生誕100年であって、40年祭である前年と共に、大成教禊教活動の総体としては絶頂期であったといえる。6月の雑報「横尾本院の近況」(第7号)には、横尾

本院から『井上正鐵翁遺訓集』（卷之三、四以降）が印刷刊行される予告がある。1887年に刊行された卷之一と卷之二にはすでに写本で流布していたような周知の文書が収録されていたのに対し、1890年から順次刊行された卷之三以降には、各地の直門に伝存した遺文を横尾信守が筆写収集し、多くの門中（信徒）にとっては初見となった文書が収録されている。また同じ雑報には『井上正鐵翁在鳴記』の記事もあり、生誕100年を迎えるなかで出版活動への期待感が醸成されていたのである。

しかし、そうした高揚感のある時期ではあったが、大成教の創設者であり、1877年3月に「禊教総管」となって以来、中心的な指導者であった平山省齋が、5月22日に76歳で死去した。第7号の冒頭には、「会説」に代えて、井上正鐵の直門本莊宗秀の子であり、最後の宮津藩主であった本莊宗武が葬儀の際に読み上げた「弔文」が掲げられており、「故平山省齋翁葬儀録」として、葬儀次第と共に「葬場詞」ほかの文章が掲載されている。記事によれば、平山は前年春に大病をしてから不調が続き、「起居動作さへはかばかしからざりし」状態だったが、流行感冒に罹って22日午後12時に死去した。葬儀は26日午後3時に小石川原町の自邸を出棺して、4時30分に谷中の全生庵⁶に到着し、神式で葬祭を執行した。

齋主は2代目管長となる磯部最信で、副齋主東宮千別以下の祭員は、祓主村越鐵善、典礼福田長之、大麻麻生正守と、みな禊教の教師であり、大成教における禊教の位置が窺える。葬祭終了後、午後6時に「谷中共葬地」（谷中墓地）へ埋葬された⁷。

また、10月には平山の百日祭における池上雪枝の「祈願文」が掲載されている⁸（第11号）。そこには「雪枝子はわが浪速津にて特更にみうつくしみをかゝふり御教をかゝふ奉りし身なれば」とあり、平山から特段の待遇を受けていたことが分かる。池上が大阪の真理教会で行い感化院の嚆矢とされる社会事業も、一所属教会の単独事業ではなく、平山の意図も汲んだ大成教としての実践であったと読み取ることができるだろう（前回第2節第2項も参照）。

（2）教会名の番号化による組織改良

大成教禊教は、傘下の教会の団結を懸案としており、1883（明治16）年9月に禊教同盟団結釐正委員を置いて⁹、傘下の各教会の団結を図ろうとしてきたが、なかでも創設の経緯によって種々になっていた教会名称の統一は大きな課題だった。1889年5月には立教地梅田村に「禊教総本院」を設置したうえで、各教会を「東宮本院」のように創立者の姓を冠した名称へ揃えていた。

この問題について1890年10月に杉村敬道¹⁰が寄稿した「禊教団結上の改良を望む」（第11号）は、「其名称に於て何々本院何々分院と各自の姓名を挿入し傲然として得意の風ある余の尤も嫌忌するのみならず識者の冷笑を受け又は他教へ対し大に恥るあらむとす」とし、「団結の実を挙行し協同一致の美を天下に頌揚せんとならば総本院の外甲乙丙丁分教会とか或は何号分院とか（地方は地名を称すべし）に改称し先師の教えに随ひ団結の体面を再洗して八天下の如き嫌ひを捨て公明正大の誠心に改良して禊の一字の本分を全ふせんとは禊教の一大急務に依る物也」と述べている。

実際、1892年3月には、「禊教総本院」を「禊大教院」としたうえで、各教会を番号化して「第一教院」のように称する改革が行われた¹¹。こうした教会名番号化の出発点は1890年の杉村記事にあると思われる。さらに編者の加藤直鐵は、同記事に対するコメントにおいて、教団の組織改良を「神道社会の波瀾、国会開設、対等条約等いづれも教法家の注目すべき要

点」と並べていた。関係者の意識としては単なる教団内の事項ではなかったのである。

(3) 新出の正鐵書簡

また、今回の4冊の確認により、今まで知られていない井上正鐵の書簡が見つかった。1890(明治23)年6月の高橋吉伴「教祖逸事の一」(第7号)には、天保14(1843)年2月8日に牢内から発信された書簡の全文が引用されている。紹介者の高橋吉伴は、埼玉県幡羅郡長井村西野(現在の熊谷市西野)の人で、直門・高橋亀次郎の孫とみられる¹²。書簡については「今尚余の家に蔵せり」と記されており、当時は高橋家の所蔵であった。

- 一 八日御書面早速相届き拝見仕る
- 一 今九つ時梅田御呼出しの趣委細承知仕候私も明日御呼出し落着と奉存候先づ遠嶋被仰付候事と奉存候明日白川御役所へ御呼出しに相成候や此段承り度奉存候
- 一 明日私呼出しに御座候はゞ御目に懸り度奉存候間其思召にて御都合可被下候御返事まで早々以上
二月八日 正より

この書簡が出された2月8日は、天保14年であり、寺社奉行からの申渡の前日であったが、文面からは、すでに遠島に処せられることを承知していたようであり、保釈や減刑に向けての関与があった白川家に関する話題もあって、そうした活動の中心を担った加藤鐵秀宛の書簡と思われる。加藤は、後年西野村に住んだことがあったので、高橋家にこの書簡が残されたものであろう。正鐵自身が開いた地方拠点の門人が、まだ大成教禊教に関係していたのだった。なお、西野と田島弥平家のある島村とはわずか6キロほどの距離である。

(4) 前回の補遺

今回の4冊に関わる部分ではないが、前回触れられなかった点を二つ補っておきたい。

一つ目は、1893(明治26)年2月の『みそゝき』に掲載された、「信州伊那の一教老師」坂牧惣助の紹介記事についてである。この記事には、「老姓は坂牧名は総助春秋七十有三、教祖直門の故伊藤要〔伊藤要人〕先生の親炙を受け今茲に禊教に従事すること数十年一日の如し」で、「唱祓の仕口をは徹頭徹尾八声にして強盛なる趣き」と記されている(第39号)。大成教禊教の修行では、三種祓詞(「トホカミエミタメ」)の八音を「おさ」(リーダー)が振る鈴のリズムに合わせて大声で唱えていくのだが、「八声」とは、鈴一振りに一音ずつが対応するという意味である。今日でも「八声」「四声」「二声」と変化する「四つ祓」の教会と、「八声」「五声」「二声」と変化する「五つ祓」の教会が残っているが、こうした相違は、正鐵遠島後の早い時期から発生したらしい¹³。しかし、伊那の門中は、正鐵が1840(天保11)年に開教した翌年には、独立した活動を開始しているので、この「徹頭徹尾八声」の唱え方が正鐵時代の古型である可能性が高い。また、1934(昭和9)年11月に、伊藤門下の最後の教師山上勘吉の指導による初学修行を成就した田中清隆氏が「お祓いの上げ方は、と・ほ・か・み・え・み・た・めと同じに続けるだけ」(1988年4月談)と語っていたのと符合する。

二つ目は、禊教第四教院(旧・麻生本院)の麻生正守と養子の正一についてである。1893年7月の『みそゝき』記事「禊教信徒の破門」に、正守が正一を「離別の上更に教義破

門」したとあり（第44号）、そのわずか2か月後の9月には「禊大教院第四教院々長麻生正守氏逝く」という訃報が出ている（第46号。「五月初旬より病に罹り」という）。正一は、前年の1892年6月に禊大教院第十七教院院長となっており（第31号）、大成教禊教の幹部教師だった。破門当時26歳だったが、この1893年に神道本局で少教正となっているので¹⁴、大成教から神道本局への幹部教師の転属にかかわるトラブルであったと思われる。これについて正一の養嗣子であった麻生昌孝氏が「父は平山先生の門下ですので大成教の教師でしたが、平山先生が亡くなってから大成教を離れました。平山先生にかわいがられていたので、他の人たちからのやっかみもあったと思います。」（1986年8月談）と語っていたのと符合する。

2. 同時代的な位置づけ

(1) 雑誌発行をめぐる事情と府県社以下神官教導職分離非分離問題

前回第1節第1項では『禊教会雑誌』や『みそ、き』の発行情報を概観したが、今回の欠号補充によって新たに判明したことがいくつかある。

まず、前回注8において『井上正鐵翁在島記』売捌所リストから“発行所に変化があったと思われる”と述べた「禊教会雑誌社」について、事情が分かった。雑誌奥付に見える発行所の名義は、『みそ、き』への改題直前の第11号に至るまで、小石川区原町の「大成教禊教総本院事務所」から動いていない。猿楽町17番地は発行人・加藤直鐵の住所であり、誌上の『井上正鐵翁在島記』広告ではやはり売捌所として猿楽町の「禊教会雑誌発行所」が出てくる（第7号）。名義上の発行所は総本院ながら、実務は加藤が担っていたために、書籍取次に際して住所が使い分けられたというあたりだろう。

次に、1890（明治23）年11月の『みそ、き』改題について、前回第3節第2項では加藤直鐵「改題の理由」が意識していた当時の帝国大学総長・加藤弘之による「トホカミ」擲論事件と、磯部武者五郎の反論に表れている組織「改革」論（『みそ、き』第12号）を取り上げた。『禊教会雑誌』を見るに、改題自体はあくまでも事件より前から多数の教会を「大成」し「気脈を開通」すべく計画されており（第11号）、加藤弘之を意識した部分は後づけと言えるが、誌上の議論からは、加藤弘之の事件を招いた前提としての、府県社以下神官教導職分離非分離問題への対応が見えてくる。

すなわち、当時の神道界においては、1882年の神官教導職分離において例外とされた府県社以下の神職について、分離の徹底を行うべきかどうかを取り沙汰されていた¹⁵。加藤直鐵は分離も非分離も「末の末端の端などの区々たる小説」に過ぎず、「神道社会は飽までも合同一致して社会の信用を買はんとする」のがよいと述べ、雑誌『随在天神』の分離論に対抗している（第10号）。もちろん、それは単なる中立というよりは非分離論を擁護する効果を持つ。『随在天神』と『禊教会雑誌』の論争はそれ以前に加藤が分離非分離の「仲裁論」を説いたことが発端だったようで¹⁶、おそらくは欠号分の第9号に掲載していたのだろう。

加藤が『みそ、き』への改題を告知したのはその直後にあたる1890年10月で、このときの論説欄には須々木生「神祇官ノ事」、磯部武者五郎「神社ハ信仰心ニ依テ維持ス」が出ている（第11号）。「神祇官ノ事」は、天皇親祭の下での「神官」による奉仕や「教導職」による布教を必要なものとする一方、宮中と別に神祇官を置くことは「祭政一致」の理念にそぐわない行為だとして否定的に捉えている。この須々木生はおそらく、まだ帝大勤めだった鈴木真年ではないだろうか（前回第1節第2項も参照）。「神社ハ信仰心ニ依テ維持ス」はタイト

ルどおり神社における「宗教」の側面を重視した記事だが、磯部はそれまでの連載「真理上ヨリ我神道教ヲ論ス」を休んでわざわざ寄稿しており、時期的には前回注53で言及した山崎泰輔への反論として位置づけうる（これも分離非分離問題に起因する論争だった）。禊教会に限らない大成教全体の団結や教会組織の整備は、以上のような論争状況のなかで求められたものに他ならなかった¹⁷。

『隨在天神』が『禊教会雑誌』以外に反論対象としたのは『郵便報知新聞』に掲載された中島徳明という人物の議論のみであり¹⁸、非分離論者側における意見発表の媒体としての『禊教会雑誌』の中心性を窺える。前回触れたように、当時の教派神道諸派による雑誌として、他にはまだ長野県の神宮青年教会による『光華叢誌』が出ていた程度で、神道本局による『神道』の創刊は1890年12月であるから、納得のいく結果と言えよう（『大社教雑誌』も刊行を継続していたが、内容などは不明）¹⁹。

（2）菟道春千代に関する補足

教派間の連携に関連して、1892（明治25）年に『みそゝき』編集の補助員候補へ名前が挙がっていた菟道春千代（前回第1節参照）に関する補足を行いたい。1890年6月の『禊教会雑誌』には、菟道による『新撰軍歌集第壹編 正行卿（四条畷の段）』および『贈従三位楠正行朝臣墳墓之図』の広告が出ている（第7号）。現在確認できる最も早い菟道の寄稿は同じ号における平山省齋への追悼文であり、この頃にはすでに本荘宗武の邸宅へ寄寓していたこと、神道各派が持ち回りで行っていた賢所遥拝式にも出席していたことが分かる（同）。

その菟道について、前は唱歌集や食養に関する先行研究を挙げたのみだったが、実は現在、複数の方面から着目されてきているようだ。2022年3月の『近代出版研究』では、古本マニアのブロガー「神保町のオタ」が菟道や本荘宗武ら雅学協会による1890年9月の『雅人』創刊に触れ、『雅人』や依田学海の日記から、菟道に関する伝記的事項を明らかにしている²⁰。同年4～11月には教育学の新谷恭明が、主に唱歌作者としての側面について菟道に関するブログ記事を複数書いている²¹。

本稿の趣旨から特に着目すべきは、2023年2月18日の民族文化研究会で行われた竹見靖秋による報告「神習教直轄宮比教会における芸能」である。同報告は、俳諧系に代表される芸能関係者による神道教会の新たな事例として、菟道と宮崎玉緒による雅学協会や神習教直轄宮比教会（1892年3月開設）の活動を『雅人』などの記事や公文書によって詳細に跡づけている²²。前回紹介した大成教禊教での立ち位置には触れられていないものの、『みそゝき』編集補助員への就任が取り沙汰されたのは宮比教会開設の直前で、開設後の時期も複数の記事を寄せているため、重複していたと考えてよい（宮崎も『みそゝき』文苑欄で選者を務めていた）。菟道の寄稿は8月の第33号に社説欄をはじめ多くの記事を書いたのが最後だが、同報告によれば宮比教会のほうも1892年4月の八橋検校二百年祭以外に目立った活動は見受けられず、翌1893年には菟道の健康問題が生じていたと指摘されているため、大成教禊教から神習教に活動の中心を移したというよりは、両方を並行したあと、健康問題によっていずれもフェードアウトしたと考えるほうがよさそうだ。

なお、神習教直轄宮比教会について同報告は“少なくとも昭和に入る頃までには消滅していたようである”とも指摘しているが、実は菟道は1930（昭和5）年にも、「調髪美容」を主眼とする「神道宮比会」を創立していた²³。これが特定の教派に属するものだったかどうか

かは分からない。

2023年2月21日には、本稿共著者の荻原が、本誌トピック7の報告「井上正鐵の三宅島における活動とその影響」を行い、正鐵と梅辻規清の交流を取り上げたうえで、大成教禊教と神習教の關係に論及した。『教祖井上正鐵大人實伝記』と『教祖梅辻規清大人實記』の著者・岸本昌熾が中心となった神習教二葉教会²⁴の名簿（岸本昌良氏所蔵）には、菟道およびその妻・きみが加入者として名を連ねていたのである。前回第3節第1項では、神習教管長・芳村正乗による著述の宣伝依頼やシカゴ万国宗教会議における磯部と芳村の指名に言及したが、大成教禊教と神習教における人脈の重なりも、今後検討すべき課題だろう。

『禊教会雑誌』目次補遺

『禊教会雑誌』は伊勢崎市教育委員会が第7、8、10、11号、明治文庫が第1、2、5号を所蔵している。伊勢崎市教育委員会所蔵分に関しては、横浜開港資料館による紙焼も作成されている。『禊教会雑誌』第1、2、5号と、継続前誌・後誌の『禊教新誌』『みそゝき』に関しては前回は参照されたい。

欠号分（『禊教新誌』第6号以降、『禊教会雑誌』第3、4、6、9号、『みそゝき』第23号）については引きつづき検索していきたい。情報提供もお待ちしております。

【採録対象および表記】 前回に準じた。

【正誤】 前号掲載分51頁、第41号論説欄の「磯場武者五郎」は「磯部武者五郎」が正しい。

第7号 1890年6月25日発行 32頁

会説 [平山省齋葬儀における弔文] (本莊宗武)
論説 国体組織上より我神道を論ず 第三 国体と神道教 (磯部武者五郎)
随感随筆 [大日本農会の農談会における土方宮内大臣の演説/米価高騰]/教祖逸事の一/同 [天保十四年二月八日に牢内より発信の井上正鐵書簡の引用あり] (高橋吉伴)
故平山省齋翁葬儀録 附悼詞、和歌、発句 [5月22日死去、26日全生庵にて葬祭] / [葬場詞、齋主磯部最信]/発句 (福田長之/東宮千別/麻生正守/小林泉/渡辺笠/渡辺長三郎) / 和歌 (加藤直鐵/塩谷弘宣/長坂某/東宮千別/小林泉/根本龍/杉村敬道) / 悼詞 (東宮鉄真呂/磯部最信/菟道春千代)
寄書 陳志 (金津義次) / 小兒世界を破る (天言子) / 猪に就て感あり (戸塚弥三治)
寓言一話 鏡のはなし (鈴木長平) / 見せもの師の話 (蘇道) / 公の字の話 (同) / 名を光らす話 (間宮勘治郎) / 灯心と油の話 (永野常三)
問答 答 第六号の問に対して [無念に如何して至る] (田島丈吉/谷中春良) / 神前に七五三を飾り始めし云々 (山口格次郎) / 問 [一つ心の定まれる本源] (田島丈吉) / 同 [無念無想の内一句] (鶴沢春月)
文苑 (本莊まつ子/立石五栖/柳田/春俊/蘇道/正明/於ふね/星理/煙雨/野口教正/丹桃蹊/田島霞山/大賀保吉/本田岩太郎)

雑報 大成教会管長示達 (磯部最信) / 大成教所属教会信徒心得/大成教顧問員 [東宮千別、村越鐵善、福田長之] / 大成教庶務課長兼会計課長 [加藤直鐵] / 玉串料金百円/東宮越ヶ谷分院通信/慈善家 [千束村小幡本院門中] / 横尾本院の近況 [遺訓集近日印刷] / 語格要覧 [東宮鉄真呂著述] / 井上正鐵翁在嶋記/雑誌代金未払の諸君へ

皇道青年会録事 蓋相称の語あり (田屋鶴) / 道義的教育は今日の急務なり (伊藤喜太郎 [伊東?]) / [本莊会長の気節論は次号掲載/下谷車坂宮澤本院と千束村小幡本院の会場演説は次号掲載/本所麻生本院演説会] / 青年会々票 / [幹事熱心]

第8号 1890年7月25日発行 32頁

会説 聊か感ずる事を記す
論説 復古原論 (長三洲) / 真理上より我神道を論ず 緒論 (磯部武者五郎)
随感随筆 七月三日官報附録 救恤金寄附 (東京府) / 教祖逸事の一/義心鉄石の如し
寓言一話 老人六歌仙の話/鉄道の話/十段目の話 改進黨新聞に/天に口ありの話 (蘇道生) / 我は支配人なり (同)
問答 答 第六号の問に対して 神前に七五三を飾り始めし時代及其理由 (山口格次郎)
小説 湊町恋の出入 (四方山人梅彦)
寄書 神拜式一定の事を聞て (直言子) / 教法を利用して候補熱に及ぶなかれ (戸塚弥三治) / 家屋 (茅海散土) /

<p>礼儀／禊教諸賢に質す（塩澤庄吉） 文苑（米寿／禾水／松泉／二禾／春良／雨竹／たのみ／花月／花守／籠堂／花鳥／すけ鐵／待月／終六人／清夫／海上嵐平／鶴／初見千景） 雑報 禊教東郷教院通信〔真岡町大字東郷字天王、小宅勇吉氏分院新築地（土地寄附）／禊教南総鶴岡禊教院通信〔夷隅郡瑞澤村元大上川島要助氏宅にて入門修行、青年会開会〕／懺悔 ～ 六根清浄／コレ病の予防／貧民救助義捐金募集〔義捐金募集し東京府へ寄付〕／禊教各院の近況／〔三宅島在島記は八月初旬に出版／論説寓言等は第九号へ〕／雑誌嫌ひの〇〇／雑誌代金未払の諸君／義捐金追加皇道青年会録事 岡惚を止めよ（村上丑六）／国民の義務（佐藤藤吉）／大和魂を鞏固にせよ（和田橋太郎）／〔河田町福田教院・谷中杉山教院・千束村根本教院にて青年会開会／車坂町小木教院青年会開会予定〕／南総台田禊教青年会より又々通信〔毎月五日開会〕／皇道青年会々員現在人員（田屋鶴）</p>	<p>教講究会〔河田町〕／台田鶴岡教院の通信 皇道青年会録事 将来をトす（古莊正敬）／外人崇拜ハ其国ノ独權ヲ失ハシム（矢島庄五郎）／青年会開会〔本間教院・田島教院〕</p>
<p>第9号 未発見</p>	<p>第11号 1890年10月25日発行 32頁 会説 大成教所属の各教会教師諸君及び信徒諸君に望む〔禊教会雑誌改題して神道みそき主意9か条。教会300余ヶ所、教職5300余名とあり〕（加藤直鐵） 論説 修道真法略解 第二〔故平山省齋〕／神祇官ノ事（須々木生）／神社ハ信仰心ニ依テ維持ス（磯部武者五郎） 随感隨筆 〔池上雪枝による故管長平山山人百日祭の祈願文〕／孝行は人倫の大道なり／日本の囚人〔ロシアで万国監獄会議開催中〕 寄書 狐話を聞いて感あり（茅海散士）／速断の弊を論ず（戸塚弥三治）／禊教団結上の改良を望む（杉村敬道）／祓の活用如何（平野行則） 寓言一話 眼さきの話（梅園主人）／息の字と死の字の話（同）／肉眼に見えぬもの話（同）／浮世問答〔読売新聞〕（同） 小説 港町恋の出入 第三回 文苑（安蘇山人／寺井いね子／寺井柳子／堀川春俊／大賀保吉／鶴岡信僖／橋本元一郎／伊藤喜太郎／本多楽遊／伊藤ます子／中川百靖／金杉泰介／大塚昌吉／花守／一笑／永孝／孝／鬼笑／静山／雨竹／三要／稻賀／南／旭静／一其／白石／霞昇／多の海／景嵐／静晴／禾水／朝寝／湖石／古今／三五／鳥暁／煙雨／鶯叟／花の本） 先哲雅集 自警詩（朱文公）／一の字の句／失題（西郷隆盛）／述懐（兒玉利謙）／夜話道歌五首 雑報 上毛伊勢崎 禊教後藤教院〔通信委員村田岩太郎〕／禊教会宗義起草委員〔福田長之・小木藤太郎・麻生正守・本間鶴、加藤直鐵は辞退〕／谷中、井上神社祭例／札幌禊教社大祭の概況／井上正鐵翁在島記／大成教々務庁〔皇漢学など講義執行〕／同庁成第八十号達〔入社願書式〕／雑誌代金の儀に付／雑誌の改良 皇道青年会録事 神道を誤解する勿れ（村田岩太郎）／神の賞罰（和田橋太郎）／進むべし鞭つべし何そ奮起せざらんや（伊藤喜太郎）／禊教青年講究会〔伊勢崎町にて設立、毎月二回開会〕</p>
<p>第10号 1890年9月25日発行 32頁 会説 神道大学館設立事務所の懸札を読む（魯堂居士） 論説 修道真法略解〔故平山省齋〕／真理上ヨリ我神道ヲ論ズ 第一節（磯部武者五郎） 随感隨筆 東宮殿下の御美德／案山子賛／〔本莊宗武による祈願文〕 寄書 団結説（竹洲生）／横須賀按針の墓に至り有感（M.K.）／取次に止る勿れ（戸塚弥三治）／分離論者の岡目生へ回答〔随在天神雑誌百五十九号掲載「禊教会雑誌の仲裁論を説く」に対して〕（魯堂居士） 寓言一話 柿色の衣服の話（蘇道生）／底ぬけの話（同）／演劇の話（同） 小説 港町恋の出入 第二回 文苑（木村信三／大賀保吉／杉山兼吉／堀川春俊／寺井柳子／伊藤喜太郎／伊藤ます子／金杉泰介／加藤直鐵／寺井稲子／鶴沢忠雄／中川為靖／久野某／中根義朗／橋本元一郎／たの海／禾水／雨竹／鬼笑／いろは／可水／丸伝坊／南／霞昇／花友／間庫／菊我／片市／柳丸／松琴／気婆／春頌／一笑／蓼沼／とし女／松月／煙雨／鶯叟／花の本／蒼岨真逸／友仙子） 雑報 貧民救恤義捐金／素山彦弘道命〔百日祭〕／大成教々務庁大会議／親友会演説〔深谷で本莊宗武が神道大演説〕／応初学詩文之評正（磯部武者五郎が出版予定）／禊</p>	

注

- 大成教禊教について詳しくは、萩原稔『井上正鐵門中・禊教の成立と展開一慎食・調息・信心の教え一』（思想の科学社、2018年）第3章を参照されたい。
- 整理番号・出版物163。この所蔵については、菅田正昭「三宅島・女流人いねのこと一弘化・嘉永の島起こし一」（『しま』第33巻第4号、1988年）67頁の言及によって知ることを得た。菅田が触れるように田島弥平家文書は横浜開港資料館の調査を経て『横浜関係史料所在目録』に記載されているが、今回、同館による紙焼き複製は耐震工事の都合で閲覧できなかつたため、田島弥平旧宅において原史料を参照した。なお、前回木村の所蔵分を用いた『みそき』第12号は、この田島弥平家文書にも含まれている（出版物164）。
- 三宅島へ遠島となっていた正鐵は、弘化2年に高橋亀次郎へ蚕種の送付を依頼し（『井上正鐵翁遺訓集』巻之六「御宮地」別御文）、翌年に村人が蚕の繁殖をはじめ、増産・産業化していく（浅沼元右衛門『三

宅島年代見聞記」三宅村神着・故浅沼健一郎氏所蔵)。高橋は、武蔵国幡羅郡西野村(現在の埼玉県熊谷市西野)の領主旗本前田家の「陣屋詰」の郷士であり、渋沢六左衛門や田部井伊惣治とともに「上州門中」として正鐵の書簡に登場する。この渋沢六左衛門や田部井伊惣治は利根川舟運の要所であった平塚河岸(現在の伊勢崎市平塚)の人物だった(荻原稔『野澤鐵教と『中臣祓略解』、『神道及び神道史』別冊「禊教直門遺文一」、1988年)。高橋の居村は武蔵国だから上州ではないものの、姻戚関係等で上州平塚河岸に関連していたので「上州門中」と呼んだのだろう。前掲菅田正昭「三宅島・女流人いねのこと」66~67頁は、蚕種の移入を弘化4年としたうえで、当時の正鐵書簡に何人かの渋沢姓や「上ツ毛境町群平様」が出てくること、田島弥平家文書に『禊教会雑誌』が含まれていることから、「群平」が弥平の書き間違いである可能性と、島村蚕種との関連を指摘する。高橋が三宅島に送った白繭種(「白龍」)が島村蚕種だったことはほぼ間違いないが、「上ツ毛境町郡平様」宛の書簡(『井上正鐵翁遺訓集』巻之五「神明の光」。「群平」は菅田の誤写であろう)は弘化4年4月の発信で、蚕種の手配とは時期が異なるうえに、島村の隣村である境町村へ宛てている以上、「郡平」は弥平とは別人だと思われる。

- 4 正鐵が三宅島から村越正久に送った書簡に「正鐵事其御地へ蘇みがへり候と申す心にて蘇鉄を御送り申候」とある(麻生正一『神道家井上正鐵翁』神道中教院、1933年、110頁)。
- 5 『養蚕新論』乾(1872年)題画では、現在の場所に蘇鉄が生えておらず、庭先に置かれた小さな鉢植えの一つが蘇鉄にも見える。ただし、『続養蚕新論』巻二(1879年)4丁オでは、主屋の隣へ築かれた新蚕室(現在は解体)の脇にかなり大きな蘇鉄が描かれている(主屋のほうは不明)。
- 6 全生庵は、山岡鉄舟が開基となって1883年に開かれた臨濟宗の寺。谷中墓地に程近い台東区谷中五丁目にある。
- 7 平山省斎の墓所は、谷中墓地の「安井ヶ岡」と称された井上正鐵と父の安藤眞鐵の墓所(乙9号8側)に隣接して造営された。「安井ヶ岡」は1879年6月に完成して祭典が執行されたが、その時点で平山省斎の墓所の設置が想定されていたかどうかは不明である。
- 8 この「祈願文」は代理人が奏上したものだが、池上雪枝自身は文中にも「このごろ病にて床にこもりぬればすべもすべなみ代理を参拝ましめて」とあって病中であり、翌1891年5月2日に死去した(『みそ、き』第18号)。
- 9 東宮鐵麻呂『東宮千別大人年譜』(同発行、1901年)24頁。
- 10 杉村敬道(1844~1904)は、東宮千別の門人。1890年当時、少教正で東宮本院の宇都宮分院長であった。1904年2月14日に61歳で没した。谷中霊園乙9号17側と宇都宮市塙田の禊神道教会境内に墓地がある。
- 11 1892年3月の各教会の番号化では、当初には第一教院から第十六教院までが指定された(『みそ、き』第29号)。
- 12 現在の高橋家は西野に居住していないが、墓地はあり、周囲の一般村民の墓域より一段高い別格になっている。亀次郎と思われる「徳翁壽昌居士」の墓(碑文が多く彫られているが摩耗して判読不能)を高橋吉従が建立し、吉従の妻である「可禰大刀自命」(1889年没)の墓を嗣子吉伴が建立していて、当時は神葬祭であったことがわかる(2013年10月、荻原調査)。この吉伴が『禊教会雑誌』の記事を書いたのである。
- 13 井上正鐵門中の行法については、前掲荻原稔『井上正鐵門中・禊教の成立と展開』第1章第1節に詳しい。また、弘化四年三月発信と推定される正鐵の書簡には「御祓唱へよふ、御門中にて人々心々に少々づ、違ひ申候と存候。相成候はゞひとつよふ仕度事に候」(『井上正鐵翁遺訓集』巻之六「世界の靈」河内武胤宛)とあり、遠島後の早い頃から相違が発生していたことがわかる。
- 14 読売新聞社編『宗教大観』第4巻(同発行、1933年)51頁。
- 15 宮地正人『天皇制の政治史的研究』(校倉書房、1981年)159~163頁、佐々木聖使「明治二十三年神祇官設置運動と山田顕義」(『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第18集、1987年)、山口輝臣『明治国家と宗教』(東京大学出版会、1999年)181~183、198頁、齊藤智朗「帝国憲法成立期にお

- ける祭教分離論」（阪本是丸編『国家神道再考—祭政一致国家の形成と展開—』弘文堂、2006年）。
- 16 両雑誌の論争には、木村悠之介「出版に託された“一つの神道”という夢—会通社の社史が映す近代神道」（『近代出版研究』第2号、2023年）245～246頁でも触れた。
 - 17 他に、加藤直鐵は「小石川区内或町の「神道〇〇教本局」による「神道大学館設立事務所」が「寂寥」であることを挙げて「神道の二字を濫用」するものだと批判しているが（第10号）、当時の教派で大成教以外に小石川区へ本部を置いていたものはないため、この「神道〇〇教本局」の正体は分からない。
 - 18 松岡翠稿「分離非分離に就き中島徳明の妄を弁ず」（『随在天神』第159号、1890年）。小室徳『神道復興史』（神祇官復興同志会、1943年）80頁で挙げられている非分離論もこの2件である。
 - 19 大社教の千家尊福は、1899年の時点でも非分離論の立場を採っていた（佐藤範雄『信仰回顧六十五年』下巻、同刊行会、254頁）。前回言及した1886年発刊の『大社教雑誌』は、金光図書館では1887年の第9号（和装本）までしか所蔵されていないが、出雲大社教務本庁所蔵の『大社教雑誌』『風調新誌』『風調』『幽蹟』を史料として活用した岡本雅享『千家尊福と出雲信仰』（ちくま新書、2019年）298頁によれば、『大社教雑誌』は1892年の第70号まで刊行されつづけていた。前回『禊教新誌』を洋装本神道雑誌の先駆けとしたのに対し、『大社教雑誌』もどこかのタイミングで洋装本に切り替わっている可能性があるものの、筆者未見。他に前回触れることができなかつた研究として、蓮門教会について武田道生「蓮門教の崩壊過程の研究—明治宗教史における蓮門教の位置」（『日本仏教』第59号、1983年）、同「日本近代における新宗教教団の展開過程—蓮門教の崩壊要因の分析を通して」（『大正大学大学院研究論集』第8号、1984年）、同「明治期の新宗教と法—蓮門教教団史から」（『宗教法』第10号、1991年）が、『靈驗酬恩実報』『普照』『教海』『自観』といった諸雑誌に言及していた。さらに、2022年8月には黒住教学院が、同教機関誌『国の教』（1895～1908年）について、谷川穰らの作成による非常に詳細な記事目録を公開している（<https://kurozumikyoo.com/gakuin/kuninooshie.html>）。
 - 20 神保町のオタ「日記のすき間から掘り出す近代日本出版史」（『近代出版研究』創刊号、2022年）。先行研究として、宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』（みすず書房、1985年）や福井純子「京都滑稽家列伝」（西川長夫・渡辺公三編『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房、1999年）にも触れている。
 - 21 「菟道春千代とは何者か（その1）」（<http://shinyaoffice.seesaa.net/article/488114382.html>）など。
 - 22 「【東京】定例研究会報告 神習教直轄宮比教会における芸能」（<https://minzokubunka.hatenablog.com/entry/2023/02/18/033903>）に要旨が掲載されている（報告者名は記されていないが、竹見氏である旨、研究会よりご教示いただいた）。同会会報『大八洲』における論文化を期待したい。なお、この報告では『雅人』のうち第16巻までが参照されているが、宮比教会については、神保町のオタが所蔵する第18巻にも記事が出ているという（<https://jyunku.hatenablog.com/entry/2023/03/28/185803>）。
 - 23 神道宮比会『宮比会乃手引』第1集（同発行、1930年、木村所蔵）。創立賛成者としては一戸兵衛・頭山満・田中光顕・大沼盾雄・阪谷芳郎が名を連ねていた。なお、事務所が置かれた四谷区花園町78では、同時期に「皇漢医」の久米岳が「周天宇」道場を主宰している。食養と製薬を通じて協力関係にあったのかもしれない。
 - 24 荻原稔「井上正鐵直門野澤鐵教の生涯—岸本昌熾『先師野澤鐵教先生真傳記』の翻刻と紹介—」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第53号、2016年）も参照されたい。

日本統治下台湾における宗教調査と公学校 —大正4年宗教調査における台南庁を事例に—

原田 雄斗

はじめに

本稿は、日本統治下台湾で実施された宗教調査を分析することで、日本統治下台湾における宗教調査がどのような方法でなされたのか、また、宗教調査を通して、台湾の在来宗教¹に対してどのような態度をとったか、どのように眼差したのかについて明らかにするものである。具体的には、1915（大正4）年に実施された宗教調査（以下、大正4年宗教調査）を事例に、特にその調査の端緒というべき台南庁での寺廟²調査を分析することで、上記の問いに答えたい。

蔡錦堂は、『寺廟調査書 台南庁』などの各行政庁が台湾総督府に提出した『寺廟調査書』や、1919（大正8）年に編集された『台湾宗教調査報告書 第一巻』から大正4年宗教調査に至る経緯とその内容を明らかにしている。蔡は、①大正4年宗教調査が実施されたのは、直前に起こった抗日運動である西来庵事件がきっかけになっていること、②大正4年宗教調査は西来庵が所在する台南庁から始まったこと、③台南庁内に所在する台湾児童向けの教育機関である公学校に対して寺廟調査を実施するよう指示したことなどを指摘している³。

その上で蔡は、各行政庁でまとめられた『寺廟調査書』のうち、台南庁の公学校一校と新竹庁の公学校一校を取り上げ、そこから「一種の「妥協的な同化」観念」を見出し、この観念は「当時（大正年間）の日本の治台理念をよく反映している」と位置づけた⁴。

蔡による研究によって、大正4年宗教調査の概要が明らかとなり、この調査の主体の一つが教育機関であった公学校であったことが明らかとなったが、この調査結果の全体的な特徴を再構成する必要がある。蔡は各行政庁で実施された寺廟調査の内容から、上記のように寺廟調査を当時の台湾統治理念と親和的であったと述べる一方で、「調査執行者が公学校教師である限り、調査の内容は教育者の立場から宗教信仰を見てしまう傾向を免れない。その調査結果は、総督府側が調査の目的の重点を迷信改善・陰謀団体の発覚など、社会治安に置いていたこととズレがあることは十分に考えられる」と位置づけてもいる⁵。

このような、各行政庁が実施した寺廟調査に対する2つの位置づけを理解するためにも、寺廟調査で何が調査され、何が報告されたのか、特にその端緒であった台南庁での寺廟調査の結果の全体像がいかなるものであったかを改めて問う必要がある。また、この2つの位置づけに関連して、「教育者の立場から宗教信仰を見てしまう傾向」とはどのようなことか、その傾向と総督府の注目していた「社会治安」との「ズレ」とはいかなるものかを問う必要がある。

よって本稿では、台南庁で実施された寺廟調査を改めて分析し、調査結果の全体的な特徴とそこで提起された台湾の在来宗教への「眼差し」や、公学校が寺廟調査という宗教調査をすることの意味を明らかにしていきたい。

※資料の引用については、旧漢字は新漢字に改め、カタカナ表記をひらがな表記に改めた。
寺廟名については、極力記載されている表記に従った。

1. 大正4年宗教調査までの経過

本章では、大正4年宗教調査が実施されるまでの経過を確認する⁶。

1895（明治28）年に台湾が日本の領土になって以降、台湾の在来宗教に対して「一種の放任、温存の宗教政策」が展開された。その背景には、領台から続く抗日運動などに起因する治安の不安定さ、そこに赤字経営が加わり、台湾売却まで議論されるようになったことが挙げられる。

1898（明治31）年2月から児玉源太郎総督・後藤新平民政長官による統治が開始された。特に後藤は、台湾統治に関する経費削減が可能であるという見立てから、旧慣温存の方針を採用した。1901（明治34）年、後藤は臨時台湾旧慣調査会を設立、自ら会長を務め、台湾の習慣などの調査・研究を行なった。

領台以来、台湾は「内地同様」に運営すべきか、「植民地」として運営すべきかという議論がなされてきたが、1905（明治38）年の第21帝国議会での桂太郎首相の発言によって、台湾の地位は植民地とされた。台湾を植民地として運営するには、台湾の人々の「あらゆる面における「協力」」が必要であるため、台湾総督府は、産業労働力の供給に対応できる教育を提供すると同時に、人心の安定を維持するための旧慣温存の方針を採用した⁷。旧慣温存の方針については、後藤新平民政局長時代の「成功体験」があったこともあり、後藤以後もその方針を維持することになる。

そうした台湾の在来宗教に対する旧慣温存方針にゆらぎが生じたのが、1915（大正4）年の「西来庵事件⁸」の発生である。以下、西来庵事件の経過⁹を確認したい。

事件の中心人物であった余清芳（1879～1915）は、宗教的な世界観を用い、台湾にはすでに「神主」が出現しており、「大明慈悲国」を掲げて自ら大元帥となり、日本を打倒しようとした。余は、医師であり、方位などの良し悪しを占う「地理師」であった羅俊（1855～1915）と協力関係を結んだ。余は台湾南部における同志をまとめることを担当し、羅は中部と北部を担当した。以前余は台南の礁吧啐（タバニー）山中に抗日ゲリラとして潜伏していたが、その名望家であった江定（1866～1916）と知り合い、江を副将にした。

余は大規模な抗日行動を1915（大正4）年10月頃に起こす計画だったが、同年5月下旬に発覚し一斉検挙された。6月下旬に羅が逮捕されたが、余は逮捕を逃れて台南や嘉義などの山中へ逃走、7月に甲仙埔支庁を、8月に礁吧啐支庁を襲撃した。余の動きを受けて、総督府は軍隊を派遣、8月22日に余は逮捕された。残りの部隊とともに逃走していた江定であったが、1916（大正5）年4月16日に礁吧啐支庁に降参した。

余などが逮捕された後、台南ですぐに臨時法院が開設された。数十回の公判が行われ、匪徒刑罰令によって、余など866名に死刑判決が下された。余や羅・江など95名が処刑されたが、1915（大正4）年11月10日に挙行された大正天皇即位礼に伴う恩赦によって無期懲役に減刑された。

以上が、「日本領台当初の武装抗日が鎮圧された明治三十五年（一九〇二）以降の漢氏族系台湾人の最後で最大の反日蜂起¹⁰」といわれている西来庵事件の概略であるが、ここで余清芳や西来庵事件と宗教的世界観に接近したい。

余の「論告文」（檄文）を見てみると、道教や仏教に影響を受けた民間信仰の字句が散見

される。また余は肉食を排して「神符の授与」を受けた者は敵の銃弾に当たらないという主張を展開し、避弾呪術を同志に教授している¹¹。このように、西来庵事件は宗教的な世界観と関係しながら発生したことがわかる。西来庵事件のきっかけを宗教的な世界観のみに帰することはできないが、こうした出来事に対して、治安の維持を担う警察関係者は、台湾の在来宗教を抑えるべきであるという立場を示したという¹²。このような意識から、大正4年宗教調査が実施されたのである。

以上、大正4年宗教調査が実施される前までの台湾宗教に対する総督府の方針や、その方針がゆらぐきっかけとなった西来庵事件についてみてきた。では、大正4年宗教調査はどのように実施されたのか。次章では、大正4年宗教調査が行われた経緯と、その際に行なわれた各公学校による寺廟調査の方法について接近していく。

2. 大正4年宗教調査実施の経緯と方法

(1) 大正4年宗教調査実施の経緯

本章では、西来庵事件以後に行なわれた大正4年宗教調査実施の経緯と、その初期に実施された台南庁での寺廟調査の方法について接近する。

台南庁は西来庵齋堂が所在することもあり、1915（大正4）年8月3日、「台南秘第九四三号」をもって、管轄下にある各公学校に「区域内に於ける社寺廟宇に関する調査」を依頼した¹³。その後、全島各地方庁も宗教、特に台湾の在来宗教に対する調査を実施した。西来庵事件をうけて、総督府は「本島人の本島固有の宗教に対する宗教的信念」は「深厚」であるとする一方で、「其の迷信を利用して之に乗する」ことがあり、「統治上看過すへからさるもあるか故に之か実勢を調査し適當の措置を講ずるの必要」があるとする。こうした総督府の見方から、宗教調査が実施されるようになる¹⁴。

『台湾宗教調査報告書 第1巻』によると、大正4年宗教調査は1915（大正4）年10月¹⁵より開始されたが、「当時事余りに急遽にして予定の成績を取むること」が難しかったため、翌年4月より一年間の予定で、「各庁の公学校教員及警察官吏に依嘱して調査」を実施した。しかし、「事項の取捨記述の精粗等に就て統一せざる所」があり、「所期の目的に遠きもの」があったため、1917（大正6）年9月に「宗教調査に関する記載例」を印刷して之を各庁に配布し各庁に於ける宗教事務掛員に調査を依頼した。1918（大正7）年に調査が一段落し、「台帳」や「調査書」が提出された。その後、社寺課課長だった丸井圭治郎¹⁶を中心に調査報告が編集され、1919（大正8）年3月に『台湾宗教調査報告書 第1巻』が刊行された¹⁷。

以上みてきたように、大正4年宗教調査は西来庵事件が勃発した時期に、西来庵齋堂が所在する台南庁で開始された。事件の対応的な側面が強い宗教調査であったことから、台湾人の初等教育を担っており、各地域とのつながりが強いとみなされた公学校による調査がまず行われた。先述したように、大正4年宗教調査の開始から「宗教調査に関する記載例」に基づく調査が開始されるまでの調査は、各地域の調査の精度にばらつきがあるという点において、消極的な評価がなされている。しかし、公学校という教育現場で大正4年宗教調査が開始されているわけであり、ここでの調査報告自体が否定されているわけではない。むしろ、公学校による寺廟調査の結果の全体的な特徴を位置づけることで、大正4年宗教調査における台湾の在来宗教に対する態度や眼差しをよりはっきりと位置づけることができるのではないだろうか。

さて、大正4年宗教調査の端緒は台南庁であったが、どのような項目で実際に調査されたのか。次節では、台南庁における寺廟調査について確認する。

(2) 台南庁における寺廟調査の概要と方法

前節でみたように、大正4年宗教調査は台南庁に所在する各地の公学校による寺廟調査から開始された。まずは、『寺廟調査書 台南庁』にみられる調査項目を確認する。

表1は、『寺廟調査書 台南庁』にみられる調査項目である。寺廟名から始まり、所在地や本尊、縁起や沿革、祭祀の方法など各寺廟の基礎情報が記されている。また、「人民帰向の状況」や「廟宇を中心とする団体」、特に帰依している住民の人数や範囲・資産・知識の程度など、寺廟をめぐる信仰の実態にも調査が及んでいることがわかる。

注目すべきは、「教育に及ぶ影響」と「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」という教育面から3つの調査項目が挙げられていることである。公学校という教育現場に調査を依頼したことによって、台湾の在来宗教による教育への影響や、教育の面から考えられる台湾の在来宗教に対する措置や企画といった点が宗教調査の項目として挙げられているのである。

台南庁での寺廟調査が大正4年宗教調査の端緒となったこと、台南庁での寺廟調査が、台北庁や桃園庁・新竹庁・南投庁・嘉義庁などでその後実施された調査の項目の鋳型になったことをふまえると、大正4年宗教調査において公学校という教育現場が大きな役割を担っていたと位置づけることができる。この点をふまえると、表1中の下の3項目が大正4年宗教調査において特徴的な項目だといえる。

『寺廟調査書 台南庁』を見てみると、「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」が一項目となっていたり、「教育に及ぶ影響」「教育上学校として之に対する措置」「教育上之が利用に関する企画」の部分が、「学校としての利用」など表記に幅があったりしている。ただし、公学校としてどのように対応すべきかという点において、同種の内容が記されているといえる¹⁸。よって以下では、「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目として分析を進めることとしたい。

3. 台南庁における寺廟調査結果の特徴

(1) 寺廟調査結果の分類と全体的な特徴

本章では、大正4年宗教調査の最初期に実施された台南庁での寺廟調査の報告書を分析することで、大正4年宗教調査では、台湾の在来宗教に対してどのような態度をとったのか、どのように眼差し、どのような特徴を台湾の在来宗教から導き出したかについて説述する。まず本節では、台南庁で実施された寺廟調査結果の分類と全体的な特徴に接近する。

表1 台南庁での寺廟調査の調査項目

廟名
所在地
本尊
縁起沿革
人民帰向の状況
廟宇を中心とする団体
特に帰依せる住民
人数及範囲
資産
智識の程度
其他
祭祀の方法
本尊に附会せる言説
信仰の概要
教育上に及ぶ影響
教育上学校して之に対する措置
教育上之が利用に関する企画

『寺廟調査書 台南庁』に報告され、掲載された寺廟数¹⁹は385件となる。全385件について、前章で確認した「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目が『寺廟調査書 台南庁』に記載されているか否かを確認した。「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載があるものを「パターンⅠ」、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載がないものを「パターンⅡ」、「教育上に及ぼす影響」についての記載がなく、「学校としての措置・企画」についての記載があるものを「パターンⅢ」、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方についての記載がないものを「パターンⅣ」、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方が項目立てされていないものを「項目立てなし」と分類した。全385件の寺廟名とそれぞれのパターンを一覧にしたものが表2である。その結果、「パターンⅠ」は113件、「パターンⅡ」は29件、「パターンⅢ」は18件、「パターンⅣ」は164件、「項目立てなし」は61件となった。

その上で、パターンⅠ～パターンⅣの4パターン及び項目立てなしそれぞれの割合を算出し、まとめたのが、図1である。

図1からまず指摘できるのは、「パターンⅣ」と「項目立てなし」を合わせると225件に上り、その割合は全体の約6割を占めることである。この2つのパターンは、「教育上に及ぼす影響」「学校としての措置・企画」両方について「ナシ」と回答したか、項目立てがなかったことを意味する。公学校という教育現場からみた場合、台湾の在来宗教との関連において問題を認識していないと推察される。

次に指摘できるのは、「パターンⅠ」が114件に上り、その割合は全体の3割を占めることである。「パターンⅠ」には、蔡が引用している大目降公学校が含まれるが、大目降公学校に所在する寺廟については表形式で記載されており、各寺廟それぞれに「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」の項目が記載されている。よって、大目降公学校全体について記載されている「附記」が「ある程度他校の意見をも包括、反映している²⁰」という蔡の位置づけについては、留保が必要である。

次節以降、それぞれのパターンの報告内容を見ていき、それぞれの特徴に接近する。

図1 記載パターン別割合

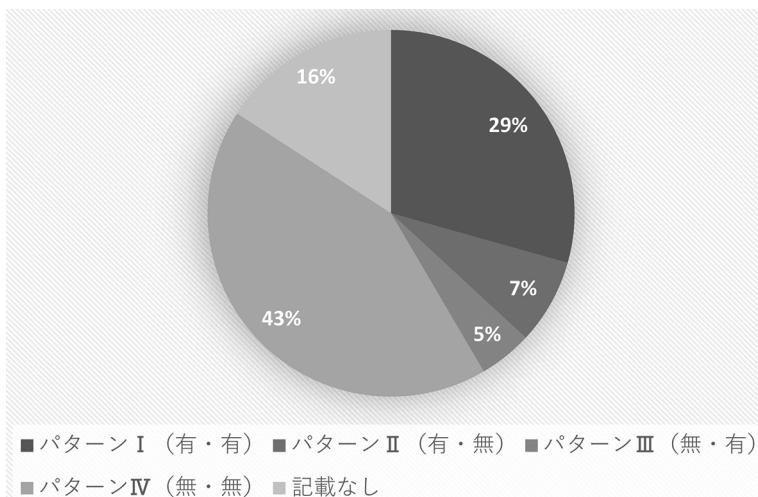


表2 『寺廟調査書 台南庁』記載の寺廟一覧

	寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		寺廟名	パターン	
台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校	双興境廟	Ⅳ	台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校	金華府	Ⅳ	苓雅藪公学校	安蘭宮	Ⅰ ※3	
	三官堂	Ⅳ		海安宮	Ⅳ		鼓山亭		
	五帝廟	Ⅳ		正心社	Ⅳ		意誠堂		
	福安宮	Ⅳ		普聖殿	Ⅳ		廣濟宮		
	聖公廟	Ⅳ		保興宮	Ⅳ		代天府		
	天公廟	Ⅱ		集福堂	Ⅳ		德豐殿		
	温陵廟	Ⅳ		天后宮	Ⅲ		鼓壽亭		
	馬公廟	Ⅱ		六姓府	Ⅳ		保安宮		
	臨水夫人廟	Ⅱ		保安宮	Ⅰ		三鳳亭		
	祝三多廟	Ⅳ		厲王宮	Ⅳ		万興宅		
	龍泉井	Ⅳ		藥王廟	Ⅳ		王希宮		
	辜婦媽廟	Ⅳ		代王府	Ⅳ		北極殿		Ⅰ
	報恩堂	Ⅳ		聚福宮	Ⅳ		文昌祠廟		Ⅰ
	擇賢堂	Ⅳ		金安宮	Ⅳ		広帥廟		Ⅳ
	沙陶宮	Ⅳ		土地公廟	Ⅳ	保安宮	Ⅳ		
	福德祠	Ⅳ		陰陽公廟	Ⅲ	護濟宮	Ⅳ		
	三界壇廟	Ⅳ		興濟宮	Ⅲ	龍泉巖	Ⅳ		
	朝恩宮	Ⅳ		開基玉皇宮	Ⅳ	文衡殿	Ⅰ		
	綸趕宮	Ⅲ		開基天后祖廟	Ⅳ	仁厚宮	Ⅳ		
	池千歲爺會	Ⅳ		縣城隍廟	Ⅳ	三元宮	Ⅳ		
	福德祠	Ⅳ		元和宮	Ⅳ	大道公廟	項目立てなし		
	福德祠	Ⅳ		三山國王廟	Ⅳ	三王廟	項目立てなし		
	福德祠	Ⅳ		辜婦媽廟	Ⅳ	公厝廟	項目立てなし		
	福德祠	Ⅳ		重建福隆宮	Ⅳ	子良廟 ※5	Ⅰ		
	岳帝廟	Ⅲ		三老爺宮	Ⅳ	永安宮	Ⅳ		
	龍山寺	Ⅳ		德善堂	Ⅳ	金山岩廟	項目立てなし		
	弥陀寺	Ⅳ		西華堂(食堂)	Ⅳ	福德爺廟	項目立てなし		
	大人廟	Ⅲ		慎徳堂	Ⅳ	意徳宮	Ⅳ		
	徳化堂	Ⅳ		福德祠	Ⅳ	普護宮	Ⅳ		
	大上帝	Ⅳ		福德祠(土地公廟)	Ⅳ	慈濟宮	項目立てなし		
	清水寺廟	Ⅲ		府城隍廟	Ⅳ	青龍宮	項目立てなし		
	文昌祠	Ⅳ		福德祠(土地公廟)	Ⅳ	北極殿	Ⅳ		
永華宮	Ⅳ	七娘廟	Ⅳ	觀音亭廟	Ⅳ				
福安宮	Ⅲ	廣慈庵	Ⅳ	媽祖宮廟	Ⅳ				
保西宮	Ⅲ	南星殿	Ⅳ	太子爺廟	Ⅳ				
良皇宮	Ⅲ	靈祐宮	Ⅳ	土地公	Ⅳ				
昆沙宮	Ⅲ	萬福庵	Ⅳ	靈濟殿	Ⅱ				
水仙宮	Ⅰ	開基武廟	Ⅳ	觀音亭	Ⅳ				
崇福堂	Ⅳ	大媽祖宮	Ⅳ	廣濟宮	Ⅰ				
檬林宮	Ⅳ	廣安宮	Ⅳ	妙壽宮	Ⅰ				
西福堂	Ⅳ	檬林宮(共善堂)	Ⅳ	西龍殿	Ⅳ				
普濟殿	Ⅲ ※2	南星殿	Ⅳ	城隍廟	Ⅳ				
景福祠	Ⅳ	関帝廟	Ⅰ	三靈殿	Ⅳ				
				文朱殿	Ⅳ				
				弘濟殿	Ⅲ				

【凡例】

- ※1: □は判読不能を表す。
- ※2: 「天后宮と同じ」と記載されている。
- ※3: 「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。
 なお、この二項目には複数の表記が見られるため、上記の表現に統一した。以下、同。
- ※4: 後掲の後営分校と下営分校は、蕨荳公学校の分校である。
- ※5: 子良廟には、他8カ所の廟について記載されている。
- ※6: 後掲の塩埕分校と永寧分校は、安平公学校の分校である。

	寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		寺廟名	パターン
塩埕分校	龍山寺	I	小竹公学校	廣應廟	II ※10	埔姜頭公学校	禹帝宮	I ※16
	北極殿	I		興濟宮			天后宮	
	天後宮	III		福德祠			王公廟	
	福德祠	I		鳳芸宮			明直宮	
	建安宮	III		□濟殿			福德祠	
保靈宮	III	清水寺	元帥廟					
永寧	灣裡庄灣裡	IV	金唐殿	I	忠義宮		IV	
	喜樹	IV	慶安宮	項目立てなし	壽天宮			
北門嶼公学校	南鯤鯓廟	I	應之宮	項目立てなし	福德祠			IV
	田埕庄廟	I	天后宮	II	龍鳳宮			IV
	北門嶼庄廟	IV	唐安宮	項目立てなし	代天府			IV
	井仔脚庄廟	II	保興宮	項目立てなし	代天府			IV
鳳山公学校	蚵寮庄廟	I	文衡殿	項目立てなし	迂公祠			IV
	玉皇宮	I	福安宮	項目立てなし	壽天宮			IV
	天后宮	I	金興宮	項目立てなし	迂公祠			IV
	□□宮	項目立てなし	朝天宮	項目立てなし	武安宮			IV
	觀音寺	I	閩帝廟	項目立てなし	文思宮			IV
	開漳聖王廟	IV	媽祖廟	III ※11	文思宮	IV		
	城隍廟	IV	六甲公学校 ※12	赤山廟	I ※13	閩帝廟		IV
	曹同祠	I		媽祖廟		崑崙宮		IV
	同安廟	項目立てなし		大道公廟		上帝公廟		IV
	鎮安宮	項目立てなし		水漆廟		崑崙宮		IV
	福德祠	項目立てなし		王廟		善化堂	IV	
	上帝祠	項目立てなし	媽祖廟	碧瑞堂	IV			
	福福祠	項目立てなし	元帥廟	國王廟	IV			
	佛祖廟	IV	内庄分校 ※14	内庄媽祖廟	I	三仙國王廟	IV	
	閩帝廟(赤山廟)	IV		石仔瀨泰安宮	I ※15	舍人公廟	IV	
	閩帝廟	IV		後窟大王公爺宮		彌壽宮	II	
	真武廟	IV		三崁元帥廟		大使公廟	IV	
	王爺廟	IV	蒙正庄王爺廟	上帝廟		IV		
	大直廟	項目立てなし	學甲公学校	南應公	項目立てなし	媽祖廟	II	
	武德廟	項目立てなし		慈濟宮	II	王公廟	IV	
	祖師廟	項目立てなし		廟名不明	II	觀音廟	IV	
	王爺廟	IV		集和公	II	靈照宮	IV	
	上帝廟	IV		寺廟名記載なし	II	福德爺廟	IV	
	打狗公学校	天后宮	I	清濟宮	II	東勢廟	IV	
		臨水宮	III	王爺廟	IV	玄天上帝廟	IV	
	灣裡公学校	打狗巖元亭寺	I	煥昌廟	II	玄天上帝廟	IV	
媽祖		項目立てなし	埔姜頭公学校	保生宮	I ※16	開口廟	項目立てなし	
閩帝		※8		慶安宮		天后宮	IV	
觀音	※8	三老爺宮		廣濟宮		IV		
保安宮	I	二王廟		福緣宮		IV		
大樹脚	鳳山寺	I ※9	保寧宮	阿公店公学校	聖女廟	IV		
	超峯寺		開靈宮		IV			
大目降公学校 ※17	崗仔林教會堂 ※18	II	禹帝宮		IV			
	天后宮	I ※16	天後宮					
	王公廟		王公廟					
	明直宮		明直宮					
	福德祠		福德祠					
	元帥廟		元帥廟					
	忠義宮		忠義宮					
	壽天宮		壽天宮					
	福德祠		福德祠					
	龍鳳宮		龍鳳宮					
	代天府		代天府					
	代天府		代天府					
	迂公祠		迂公祠					
	壽天宮		壽天宮					
	迂公祠		迂公祠					
	武安宮		武安宮					
文思宮	文思宮							
文思宮	文思宮							
閩帝廟	閩帝廟							
崑崙宮	崑崙宮							
上帝公廟	上帝公廟							
崑崙宮	崑崙宮							
善化堂	善化堂							
碧瑞堂	碧瑞堂							
國王廟	國王廟							
三仙國王廟	三仙國王廟							
舍人公廟	舍人公廟							
彌壽宮	彌壽宮							
大使公廟	大使公廟							
上帝廟	上帝廟							
媽祖廟	媽祖廟							
王公廟	王公廟							
觀音廟	觀音廟							
靈照宮	靈照宮							
福德爺廟	福德爺廟							
東勢廟	東勢廟							
玄天上帝廟	玄天上帝廟							
玄天上帝廟	玄天上帝廟							
開口廟	開口廟							
天后宮	天后宮							
廣濟宮	廣濟宮							
福緣宮	福緣宮							
聖女廟	聖女廟							
開靈宮	開靈宮							
崗仔林教會堂 ※18	II							

【凡例】

- ※1: □は判読不能を表す。
- ※7: スペースの都合上、永寧分校を「永寧」、大樹脚公学校は「大樹脚」、閩帝廟公学校は「閩帝廟」とそれぞれ表記した。
- ※8: 報告書には、「記すべきものなし」と記載されている。
- ※9: 前掲、保安宮と「大同なり」と記載されている。
- ※10,11: 「教育上に及ぼす影響」が最後にまとめて記載されている。
- ※12: 六甲公学校には宮佃分校があるが、宮佃分校に関する記述は見られない。
- ※13: 「廟宇に関し教育的所見」という形で、まとめて記載されている。
- ※14: 内庄分校は、六甲公学校の分校である。
- ※15: 「前者=内庄媽祖廟と同じ」と記載されている。
- ※16: 「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。
- ※17: 「附記」という形で、「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」が最初にまとめて記載されている。
- ※18: 同名・同住所の教会堂が2つ記載されている。

	寺廟名	パターン		寺廟名	パターン		寺廟名	パターン
大目降公学校	保安宮	Ⅳ	舊城公学校	観音廟	Ⅳ	車路墪公学校	開農宮	Ⅰ ※21
	福安宮	Ⅳ		大道公廟	Ⅳ		福德正宮	
	天主教會説教所	Ⅳ		関帝廟	項目立てなし		清靈殿	
	新昌宮	Ⅳ		元帥廟	Ⅳ		開農宮	
	祖師公廟	Ⅱ		王爺廟	Ⅳ		保安宮	
	太子廟	Ⅱ		大道公廟	Ⅳ		福德宮	
	保生大帝廟	Ⅳ		孔子廟	Ⅳ		法華寺	
	元帥廟	Ⅳ		佛祖廟	項目立てなし		竹溪寺	
	真人廟	Ⅳ		龍角寺			キリスト教布教所	
	王爺廟	Ⅳ		楠和宮			大社公学校	
	媽祖廟	Ⅳ	三仙国王廟	金□宮				
	耶蘇教會堂	Ⅱ	鳳宮	萬福宮				
	祖師公廟	Ⅳ	帝仙宮	王順廟				
	太子廟	Ⅳ	註生宮	祠堂				
	保安宮	Ⅳ	天上聖母廟	慈濟宮				
	王爺廟	Ⅳ	春天堂	中奥宮				
	五谷王廟	Ⅳ	仙公廟	三奥宮				
	三官廟	Ⅳ	保元宮廟	海山宮				
	牧馬耶蘇教會堂	Ⅱ	三奶廟	福安宮				
	永安宮	Ⅳ	祖師公廟	華山殿				
	福德廟	Ⅳ	上帝公廟	太子宫				
	太子廟	Ⅳ	威靈寺	北極殿				
	池安宮	Ⅳ	神農廟	順安宮				
福德廟	Ⅳ	元帥爺廟	普濟宮					
福德廟	Ⅳ	三仙国王廟	長寿宮					
清水宮	Ⅳ	福德正神廟	碧湖宮					
英國基督長老教會派礼拝堂	Ⅱ	福廟	觀音亭					
福德爺廟	Ⅳ	浄土宗教會場	聲靈宮					
礁吧咩・内彰化公学校	上帝廟	項目立てなし	楠梓坑公学校	保生大帝廟	項目立てなし	媽祖廟		
	上帝廟	Ⅰ ※19		福位正神廟		東安宮		
	上帝廟			代天府		王爺公廟		
	耶蘇教布教所			代天府		道隆堂		
	公厝			保壽宮		福善宮		
	磐古大王			天后宮		萬福宮		
	福德爺			太子爺廟		武當山		
	福德爺			耶蘇教会		光徳廟		
保全大王	保安宮廟			超峯寺				
舊城公学校	上帝廟	Ⅱ		車路墪公学校		王老爺廟		Ⅰ ※21
	媽祖廟	項目立てなし	清王宮廟					
	城隍廟	Ⅱ	慈濟宮廟					
	上帝廟	Ⅱ ※20	□和宮					
	福德祠	Ⅳ	朝元門宮					
			上帝爺上廟					

【凡例】

※1：□は判読不能を表す。

※19：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。

※20：前掲の「上帝廟に同じ」と記載されている。

※21：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」がまとめて記載されている。

※22：「教育上に及ぼす影響」「教育上学校としての措置・企画」が最初にまとめて記載されている。

(2) 「パターンⅠ」にみられる特徴

本節では、「パターンⅠ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載があるものの報告内容を分析する。

「パターンⅠ」は全113件（全体の29%）である。2項目ともに記載があるが、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と、寺廟の調査結果の前や後に一括して記載されている場合がある。

「パターンⅠ」の特徴としてまず指摘できるのは、祭典の日前後における児童の欠席や早退を教育上の影響として挙げている点である。例えば、大祭日当日は親兄弟などが児童を伴って参拝することが慣例となっているため、「早退を乞ふもの欠席するもの続出」し、「教授し難き程」であったり²¹、「祭祀の前後欠席児童多²²」いであったりと報告されている。ここからは、公学校という教育現場特有の報告だといえる。

ここで留意すべきなのは、祭典前後の児童の欠席や早退などの増加が問題視されたからといって、祭典への不参加を求めているわけではないということである。前者の場合、「迷信の打破は刻下の急務」であるものの、北門嶼公学校としては「漸進主義をとり教育に全力を注ぎ正確なる判断高尚なる敬神の念」の「養成に務め」ているという。また祭典当日は「野外遠足」として寺廟に参拝するという措置も報告されている²³。

後者の場合、欠席する児童も多く、「貧食、夜深しをなすを以て衛生上有害」であるが、彼らにとっては「一年一回の慰安日」であるから、「有害」な部分を除く方法を講じて、「初当の信仰と慰安を存続」することも可能であるという見解を示している²⁴。

以上のような台湾の在来宗教に対する態度は、教育上有用なものであれば活用していくという措置をとっていくことにつながっていく。例えば、藤荳公学校の文衡廟では、関羽は三国時代の劉備の家来であり、「忠、義、礼、信、智のすぐれたる人」であるため、「学校教育上として此五徳にて教訓の資料となる²⁵」としている。このような報告からは、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が看取される。

もちろん、抑圧的でない措置・企画は、統治上・教育上の「不都合」がないという条件つきである。先に引用した部分には、「高尚なる敬神の念」の養成の必要について言及されており、「あるべき」敬神の念が指定されている。また、関羽から「五徳」を「教訓」にできると見なしているからこそ、このような措置・企画が報告されている。

統治上・教育上の「不都合」がないように、寺廟での活動に介入しようとする報告も見受けられる。例えば鳳山公学校、玉皇宮では、夜間に行なわれている「修身的講話」が「一般風紀上並に教育上」の影響があるため、「講話の内容に立入り」、「注意と指導を払ふ」必要があるとしている²⁶。『寺廟調査書 台南庁』から読み取れる台湾の在来宗教に対する眼差しは、統治上・教育上の「不都合」がないという限定のあるものであった。

以上みてきた報告は、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合である。そこでは祭典前後の児童の欠席や早退を問題視しつつも、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が報告されていた²⁷。一方で、一括して記載されている場合は報告の分量が多くなることもあり、「学校としての措置・企画」の部分が多様化する傾向²⁸が見られる。

例えば、六甲公学校の報告では、台湾の人々の「精神界を左右する源根のものは大部分彼等信仰する廟宇」であり、そこでは「迷信に等しき行為」を行なっているため、寺廟の存在は「社会風紀上有害無益」であるとされている。「学校としての措置・企画」については、「祭

典²⁹」の「或る部分を減じて」運動会や「庄民講話会」、「地方農産物展」を開催することを提案する。また、赤山廟の「住職を内地仏教学校の留学」させることを提案した上で、「要するに現在廟宇を内地式に改め」て「莊嚴」にすると「風紀上好影響」であると主張している³⁰。

蔡が引用していた大目降公学校では、「迷信を伴ふ」現状や祭典当日の「芝居³¹」の演目を挙げ、注意を向けている。その上で、寺廟を修繕する際は「外観を可及的内地式社寺に倣はせ」、「新に建築する廟宇に対しては全然内地式ならざれば許可」しないようにとし、外観を内地式にすることを提案している。

このように、一括して記載されている場合は、公学校という枠を超えた措置・企画まで提案されるようになる。また、教育現場の枠を超えた措置・企画になると、「内地式」という「同化」を志向する提案がなされることが看取される。もちろん、一括して記載している公学校の報告全てにみられることではないが、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と対比すると、各寺廟ではなく自らの公学校区全体というくくりになると教育現場の枠を超えていき、「内地式にすべき」という「同化」を志向する主張と結合する論理を獲得するというここでは指摘したい。

(3) 「パターンⅡ」「パターンⅢ」にみられる特徴

本節では、「パターンⅡ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載があり、「学校としての措置・企画」についての記載がないものと、「パターンⅢ」、すなわち、「教育上に及ぼす影響」についての記載がなく、「学校としての措置・企画」についての記載があるものの報告内容を分析する。

「パターンⅡ」は全29件（全体の7%）、「パターンⅢ」は全18件（全体の5%）と件数・割合ともに大きいとはいえない。しかし、台湾の在来宗教に対してどのような態度をとったか、どのように眼差したのかという本稿の関心からすると、上記2パターンから、ある特徴が見出すことができるのではないだろうかと考える。まずは、「パターンⅡ」の報告内容を見ていこう。

「パターンⅡ」の特徴としてまず指摘できるのは、「パターンⅠ」と同様、祭典の日前後における児童の欠席や早退を教育上の影響として挙げている点である。例えば、祭祀対象の「誕生日の前日に児童の欠席遅刻早引き等なきよう注意」したい³²、「祭日等にて出席不良³³」、「児童祭典の日欠席多し³⁴」、「大祭施行の際欠席児童激増し授業に差支え生ずる³⁵」、「祭日及参拝者多き為め授業を害すること多く殊に祭日当日は授業も成し能はざることもある³⁶」といった報告である。

また、「迷信」をもたらす点を影響として挙げていることも指摘できる。「迷信をもたらしむる嫌あり³⁷」「児童に病気を治すと言説を一層強よく思は」しめている³⁸、「迷信の結果病気に悪影響あり³⁹」といった報告である。

このように、「パターンⅡ」の場合、祭典日前後における児童の欠席・早退状況と「迷信」をもたらすことの2点が「教育上に及ぼす影響」として挙げられる。特に前者の児童の欠席状況の報告は、「パターンⅠ」と同様、教育現場だからこそ俎上に載せられたと言えよう。ただし、その後の調査項目である「学校としての措置・企画」について「ナシ」としていることからわかるように、こうした影響があると認識しつつも、教育現場として対応策を講じている様子は見受けられない。実際、祭典日前後における児童の欠席状況について言及して

いても、「影響がない（少ない）」とする報告も看取される。

「パターンⅡ」の報告は、教育現場ならではの報告がされた一方で、教育現場として対応策を講じる様子は見受けられない。このような特徴を有する「パターンⅡ」の報告からは、台湾の在来宗教「からの」影響を認識しつつも、その影響が限定的であるとする公学校側の態度が推察される。

次に「パターンⅢ」の報告内容を見ていこう。

「パターンⅡ」同様、「パターンⅢ」も「迷信」の打破が話題となっている。例えば、「迷信を打破するに力」を注ぐべき⁴⁰、迷信が甚だしいので「訓諭を為すべ」きである⁴¹、「迷信邪説なることを訓戒」すべきである⁴²、祭神が治病の神であるため、神に祈って神籤を引いて方向性を決定することに対して「多少の注意を要す」る⁴³、「迷信打破を主」とする⁴⁴、「神を信するは各人の必ず生ずべき弱点に付淫祠を排し正当の神を信することを勸」める⁴⁵といったものである。また、「忠君愛国の精神を養成せしめん⁴⁶」という措置も報告されている。

「パターンⅢ」は「教育上に及ぼす影響」に「ナシ」と報告しているため、どのような問題意識からこのような「措置・企画」を提起しているかを具体的に読み取ることができないが、「迷信の打破」が報告の中心になっていることから、「パターンⅡ」と同種の問題意識を読み取ることができる。

「パターンⅡ」と「パターンⅢ」の特徴が確認できたところで、この2つのパターンを関連させてみると、何が見えてくるだろうか。それは、「迷信」に対する意識である。祭典日前後の児童の欠席・早退の状況を、「「迷信」への帰依・参加」と捉えれば、教育現場からなされる報告の中心は「迷信」に関することになっていくと推察される。

その一方で、対応策としては、「迷信の打破」を提起するのみにとどまっている。「迷信」が教育現場に影響を与えているため、「迷信」を打破するという、いささか同義反復的な報告が『寺廟調査書 台南庁』から析出される特徴の一つだとすると、そこから見えてくるのは、教育現場から見られる台湾の在来宗教の影響は指摘しつつも、台湾の在来宗教との関連で児童を「教化する／同化する」立場ではないとする公学校の態度だと言えるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、大正4年宗教調査の端緒といえる台南庁における寺廟調査の調査結果の分析を行なった。

『寺廟調査書 台南庁』に記載されていた全385件について、「教育上に及ぼす影響」と「学校としての措置・企画」という2項目のパターンを分析した結果、上記2項目どちらも記載されていない「パターンⅣ」と「項目立てなし」が約6割を占めることが明らかとなった。

このことを確認した上で、「パターンⅠ」「パターンⅡ」「パターンⅢ」それぞれの報告内容を分析することで、台南庁における寺廟調査の特徴を明らかにした。

「パターンⅠ」は、寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と、寺廟の調査結果の前や後に一括して記載されている場合とがあった。寺廟ごとそれぞれ記載されている場合、祭典前後の児童の欠席や早退を問題視しつつも、台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が報告されていたことを確認した。一方、一括して記載されている場合は、公学校という枠を超えた「措置・企画」まで提案されるようになり、「内地式」という「同化」を志向する

提案がなされることを確認した。このことを寺廟ごとにそれぞれ記載されている場合と対比すると、各寺廟ではなく自らの公学校全体というくくりになると教育現場の枠を超えていき、「内地式にすべき」という主張と結合する論理を獲得するということを指摘した。

「パターンⅡ」は、祭典の日前後における児童の欠席に影響として挙げている点、「迷信」をもたらず点を影響として挙げられていた。前者の児童の欠席状況の報告は、「パターンⅠ」同様、教育現場だからこそ俎上に載せられたと言えよう。ただし、その後の調査項目である「学校としての措置・企画」について「ナシ」としていることからわかるように、こうした影響があると認識しつつも、教育現場として対応策を講じている様子は見受けられないことを指摘した。このような特徴を有する「パターンⅡ」の報告からは、台湾の在来宗教「からの」影響を認識しつつも、その影響が限定的であるとする公学校側の態度が看取される。

「パターンⅡ」同様、「パターンⅢ」も「迷信」の打破が話題として挙げられていたが、この2つのパターンを関連させてみると、「迷信」に対する意識が析出できる。祭典日前後の児童の欠席状況を、「迷信」への帰依・参加」と捉えれば、教育現場からなされる報告の中心は「迷信」に関することになっていくと推察される。

蔡が取り上げた大目降公学校の報告は、「迷信」に言及している点、台湾の在来宗教に対する抑圧的でない眼差しや態度、「同化」を志向する提案という三点において、「ある程度他校の意見をも包括、反映している⁴⁷」といえる。ただし、「内地式にすべき」という「同化」を志向する提案は、公学校という教育現場と各寺廟との個別の関係を越えることではじめて可能となる主張であったことは改めて指摘しておきたい。

また、「調査執行者が公学校教師である限り、調査の内容は教育者の立場から宗教信仰を見てしまう傾向を免れない。その調査結果は、総督府側が調査の目的の重点を迷信改善・陰謀団体の発覚など、社会治安に置いていたこととズレがあることは十分に考えられる」という各行政庁が実施した寺廟調査に対する蔡の位置づけ⁴⁸についてであるが、「教育者の立場」から寺廟をみると、祭典の日前後の児童の欠席・早退状況という教育現場ならではの影響がまず指摘されていた。また、「迷信」の打破について報告されているという点では、「教育者の立場」でも、「社会治安」に対する影響を見出しているといえる。ただし、「迷信」が教育現場に影響を与えているため、「迷信」を打破する」という報告がされていたこと、「パターンⅠ」のように台湾の在来宗教に対して抑圧的でない措置・企画が提案されていることをふまえると、「教育者の立場」と「社会治安」に一定の距離がある。かかる意味において、公学校側と総督府側とで「ズレ」が生じていたとはいえないものの、あくまで教育現場の範囲をこえないものであった。

一方で、公学校による報告によって「迷信」に関して指摘されたことも事実である。公学校による寺廟調査がその後の台湾の在来宗教に対する眼差しにどのように関係していくか、また、他の行政庁の調査の特徴については、今後の課題としたい。

注

- 1 藤井健志によると、台湾の在来宗教は、仏教や道教、齋教、その他の民間信仰が混在したものである。これに加え、神名会・祖公会・祭祀公業をはじめ、親族や同業者などの様々な組織によって設立された祭祀集団が存在しており、台湾の在来宗教は非常に複雑で、日常生活に深くかかわっていることが特徴である [蔡1994：p.37,藤井2022：p.560]。

このような混在した台湾の在来宗教について、蔡錦堂は、儒学・道教・仏教の境界が明瞭ではなく、「道教を中心とする三教混合」、「神仏無差別、道儒同架」の状態だと述べている [蔡1994:p.36]。また、儒・道・仏の三教は民間信仰と融合・吸収されており、祀られることの多い神仏は、福德正神（土地公）・瘟神（王爺）・天上聖母（媽祖）・閩聖帝君（閩羽）・玄天上帝などである [蔡1994：p.37]。

本稿では、蔡や藤井の捉え方を踏襲し、台湾の在来宗教という用語を用いる。

- 2 ここでいう寺廟とは、注1で確認した台湾の「在来宗教の宗教組織」を一括してとらえたものを指す [藤井2022：p.560]。
- 3 蔡1994：pp.49-57。
- 4 蔡1994：pp.57-63。
- 5 蔡1994：p.57。
- 6 本章の記述は、[蔡1994] [藤井2022] を参照した。
- 7 蔡1994：pp.18-19。
- 8 この事件は、余清芳などが台南の西来庵という齋堂を利用し、宗教的な手段に訴えて信徒をまとめ、革命党を組織しようとした前半部＝「西来庵事件」と、噍吧嘰（タバニー）という地域で、林野調査による土地収奪に抗議した農民による大規模な反乱が起こった後半部＝「噍吧嘰事件」とに分かれる [蔡1994：p.49]。
本稿は、宗教的な手段に訴えて行動したという事件の性格をきっかけに、宗教調査が行われるようになったという点をふまえ、「西来庵事件」と表記する。
- 9 西来庵事件の経過については、[吳原著監修2007] [蔡1994] [周2013]などを参照した。
- 10 蔡1994：p.49。
- 11 蔡1994：pp.52-53。
- 12 この他の背景として、土地収奪に対する農民の不満や、農民の不満に易姓革命が結合したことが挙げられる [蔡1994：pp.51-54]。
- 13 『寺廟調査書 台南庁』：頁数なし。なお、『寺廟調査書 台南庁』は国立台湾図書館に所蔵されている。
- 14 [台湾総督府編1919：p.286] [蔡1994：pp.54-55]。
- 15 すでに指摘したように、大正4年宗教調査は台南庁で調査が行われた1915（大正4）年8月から開始されている。よって、『台湾宗教調査報告書 第1巻』に記載されているよりも前に調査は行われているといえる [蔡1994：p.81]。
- 16 『台湾宗教調査報告書 第1巻』に記載されている丸井圭治郎の肩書は、「台湾総督府編修官兼翻訳官」となっている。
- 17 『台湾宗教調査報告書 第1巻』が刊行されるまでの経緯は、[丸井編1919] [蔡1994：pp.54-55] を参照した。
- 18 表1は、台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校の書式をふまえて作成したものである。中には表形式で報告している公学校もあるため、「学校としての措置・企画」に複数の表現があると推察される。
- 19 『寺廟調査書 台南庁』の中には、キリスト教の教会と推察されるものも掲載されている。
- 20 蔡1994：p.57。
- 21 北門嶼公学校、南鯤鯓廟。『寺廟調査書 台南庁』にはページ数が記載されていないため、以下、「公学校名、寺廟名」の順に表記する。
- 22 鳳山公学校、観音寺。
- 23 北門嶼公学校、南鯤鯓廟。
- 24 鳳山公学校、観音寺。
- 25 蔴荳公学校、文衡廟。同公学校、文昌祀堂においても、信仰や敬礼などの「祭式」に「啓発、訓練の資すること」が多いとしている [蔴荳公学校、文昌祀堂]。

- 26 鳳山公学校、玉皇宮。
- 27 もちろん、「迷信の打破」について報告している公学校もある〔台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、保安宮〕。この他にも、同じ本尊なのに別々に祭祀が行われていることを指摘し、2つを合併すべきとしながらも、「至難のこと」であるという報告〔安平公学校、廣濟宮・妙壽宮〕や、寺廟を「校舎として使用」していることで、日々、「児童の心理に迷信的邪念」が入り込む余地があり、「迷信打破、邪説破棄等頗る困難の傾向」であるため、「的確なる敬神的思想を養成」という報告〔安平公学校塩埕分校、北極殿〕がある。
- 28 一括して記載されている場合でも、大社公学校のように、祭典の日の児童の欠席を影響として挙げている報告もある〔大社公学校〕。
- 29 本文は「祭費」と記載されているが、文脈から「祭典」のことだと判断した。
- 30 六甲公学校「廟宇に関し教育的所見」。
- 31 車路壠公学校の報告でも、「祭日の際」の「演戯」について言及している〔車路壠公学校〕。
- 32 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、天公廟。
- 33 安平公学校、靈濟殿。
- 34 北門嶼公学校、井仔脚庄廟。
- 35 小竹公学校。
- 36 學甲公学校、慈濟宮。
- 37 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、馬公廟。
- 38 學甲公学校、慈濟宮。
- 39 舊城公学校、上帝廟。
- 40 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、福安宮・保西宮。
- 41 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、良皇宮・毘沙宮。
- 42 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、普濟宮・天后宮。
- 43 台南第一公学校・台南第二公学校・台南女子公学校、興濟宮。
- 44 打狗公学校、臨水宮。
- 45 打狗公学校、臨水宮。
- 46 安平公学校塩埕分校、建安宮。
- 47 蔡1994：p.57。
- 48 蔡1994：p.57。

<参考文献>

- 呉密察原著監修、遠流台湾館編著、横澤泰夫編訳2016『台湾史小事典 第三版』中国書店。
- 蔡錦堂1994『日本帝國主義下台湾の宗教政策』同成社。
- 周婉窈著、濱島敦俊監訳、石川豪・中西美貴・中村平訳2013『増補版 図説台湾の歴史』平凡社。
- 台湾総督府編1919『台湾総督府事務成績提要』（大正8年度）。
- 藤井健志2022「台湾における植民地統治と宗教政策」中野毅・平良直・栗津賢太・井上大介編『占領改革と宗教—連合国の対アジア政策と複数の戦後世界—』専修大学出版局：pp.559-590。
- 丸井圭治郎編1919『台湾宗教調査報告書 第一卷』台湾総督府。
- 『寺廟調査書 台南庁』。